



暮らし

市役所代表

☎(23) 5111

FAX (22) 5100

土・日曜日および祝日は閉庁

◆お知らせの表記

問…問い合わせ先

申…申し込み先

※費用の記載がないものは無料です。

選挙人名簿の縦覧について

12月2日に登録した市選挙人名簿の縦覧を行います。

縦覧期間 12月3日(水)～7日(日)

午前8時30分～午後5時

縦覧場所 選挙管理委員会事務局

選挙管理委員会事務局 ☎(51) 6778

市民図書館休館のお知らせ

市民図書館は平成27年1月15日(木)から西側隣接地に建設中の施設で業務を開始する予定です。このため、12月29日(月)から1月14日(水)まで移転準備のため休館します。

図書館ボランティア募集

主に利用者の案内・誘導、返本、書架整理などをお願いします。高校生以上であればどなたでも参加できます。

市民図書館 ☎(23) 7808

重度心身障害者医療費受給者証等の更新手続きはお済みですか

重度心身障害者医療費受給者証等の更新手続きを行っていないかたは、平成26年10月1日以降の医療費の助成を受けることができない場合がありますので、必ず手続きをしてください。詳しくは広報とわだ9月号をご覧ください。

問 福祉課 ☎(51) 6718

「児童扶養手当」の一部が改正されます

これまで、公的年金を受給するかまたは児童扶養手当を受給できませんでしたが、12月以降は年金額が児童扶養手当より低いかたは、その差額の児童扶養手当を受給できるようになります。

今回の改正により新たに手当を受け取れる場合

▼お子さんを養育している祖父母などが低額の老齢年金を受給している場合

▼父子家庭で、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合

▼母子家庭で、離婚後に父が死亡し、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合など
※問い合わせの際は、年金額が確認できるもの(年金証書など)をご持参ください。

問 福祉課 ☎(51) 6717

年金のお知らせ(障害基礎年金)

障害基礎年金を請求できるのは、次のかたが国民年金法で定める障害等級の1級または2級に該当する状態にあるときです。

▼障害の原因となった病気・けがの初診日に、国民年金に加入中または60歳以上65歳未満で日本国内に住所のあるかた

▼20歳前に初診日のある障害をもち、20歳に達したかた

また、過去に所定の障害等級に該当しなかったかたが、次の状態になったときも請求できます。

①同じ障害で65歳までに障害等級に該当する状態になったとき

②新たな障害により、前の障害と併せて初めて障害等級に該当する状態になったとき

※詳しくはお問い合わせください。

問 八戸年金事務所お客様相談室

☎0178・43・7368

市民課 ☎(51) 6753

工業統計調査のお知らせ

平成26年工業統計調査を12月31日時点で実施します。



政府統計

調査の結果は中小企業施策や地域振興など、国および地域行政施策のための基礎資料として活用されます。対象の事業所には、調査員が伺いますのでご回答をお願いします。

問 政策財政課 ☎(51) 6711

後期高齢者医療制度加入の皆さまへ

■ジェネリック医薬品を利用しましょう

ジェネリック医薬品とは、最初に作られた新薬の特許期間が過ぎてから作られた薬で、新薬と同じ成分・同じ効き目がありながら価格が安く、国が承認した安全な薬です。医療費の節約と皆さんの負担を軽くするため、かかりつけの医師や薬剤師と相談の上、ジェネリック医薬品を利用しましょう。

■保険料は忘れずに納めましょう

納期限までに保険料を納めないとな督促料や延滞金を支払う場合があります。また、病院などで医療費を全額負担しなければならぬ場合もあります。

納期限までに納めることができない場合はお早めにご相談ください。

問 国民健康保険課 ☎(51) 6752

■健康づくりのために健康診査を受けましょう

1年に1回無料で受けられます。(がん検診は一部有料)

▼集団健診 12月1日(月)～7日(日)

▼個別健診 平成27年

1月31日(土)まで

問 健康増進課

☎(51) 6790

